

個人情報情報の取り扱いについて

1. 個人情報情報の安全管理に係る基本方針について

(1) 個人情報情報の管理について

東邦銀行は、お客さまの個人情報情報の漏えい、滅失、き損、改ざん、不正アクセスなどを防止するため、行内の安全管理体制を整備するとともに、従業員への教育・研修の充実やシステム的な安全管理対策を徹底する等、個人情報情報の適正な管理に万全を尽くしてまいります。

(2) 関係法令等の遵守

東邦銀行は、お客さまの個人情報情報の取り扱いに関し、業務に係る法令およびその他の規範等を遵守いたします。

(3) 個人情報情報の安全管理に対する継続的取組み

東邦銀行は、お客さまの個人情報情報の適切な保護と利用が図られるよう、継続的に個人情報情報の安全管理への取組みについて、見直し、改善を行ってまいります。

(4) お問い合わせについて

東邦銀行は、個人情報情報の安全管理に関するお客さまからのご要望やご質問について、適切に対応いたします。

【お問い合わせ窓口】

株式会社東邦銀行 営業統括部 お客様相談・CS推進課

電話番号024-523-3131

(受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日9：00～17：00)

2. 個人情報情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

(1) 東邦銀行は、個人情報情報機関およびその加盟会員（東邦銀行を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第23条第1項に基づくお客さまの同意をいただいております。

A. 東邦銀行が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関にお客さまの個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、東邦銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。

B. 下記の個人情報（その履歴を含む。）が東邦銀行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	<全国銀行個人信用情報センター（以下、K S C）、株式会社日本信用情報機構（以下、J I C C）>下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、借入日（契約日）、商品名、借入額（契約額）、最終済日、支払回数、残高、月々の支払い状況等の本契約の内容	<K S C>本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 <J I C C>本契約期間中及び本契約終了後から5年以内
債務の延滞、延滞解消等が発生した事実（K S Cの場合は、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む。）	<K S C>本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間 <J I C C>契約継続中および完済日から5年以内。ただし、債権譲渡の事実に係る情報について当該事実の発生日から1年以内
東邦銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	<K S C>当該利用日から1年を超えない期間 <J I C C>照会日から6ヵ月以内
不渡り情報	<K S C>第1回目不渡りは不渡り発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	<K S C>破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	<K S C>当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	<K S C>本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 東邦銀行は、東邦銀行が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客さまの同意をいただいております。

A. 共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）

B. 共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

- (a) 全国銀行協会の正会員
- (b) 上記 (a) 以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- (c) 政府関係金融機関またはこれに準じるもの
- (d) 信用保証協会法 (昭和28年8月10日法律第196号) にもとづいて設立された信用保証協会
- (e) 個人に関する与信業務を営む法人で、上記 (a) から (c) に該当する会員の推薦を受けたもの

C. 利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

D. 個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

(3) 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(東邦銀行ではいたしかねます。)

A. 東邦銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター (K S C)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 0120-540-558 TEL 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社日本信用情報機構 (J I C C)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町4-1-1

TEL 0570-055-955

<http://www.jicc.co.jp/>

B. 東邦銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー (C I C)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL 0570-666-414

<http://www.cic.co.jp/>

以上